

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、自分の財産を管理したり、福祉サービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

そのような方が自分らしく安心して暮らせるよう、後見人等が、本人のために活動し、本人の意思を尊重しながら生活や財産を守る制度です。



制度をご利用になる方の「判断する能力」は今の程度ありますか？

判断能力がほとんどない	判断能力にかなり衰えがある	判断能力に少し衰えがある	ひとりで決められる
買い物などの日常生活や財産管理が一人ではできない	日常的な買物はできるが、重要な財産行為はできない。	重要な財産行為は誰かに援助してもらう必要がある。	現在は大丈夫だが、将来の不安に備えておきたい。
後見	保佐	補助	任意後見制度
法定後見制度			



すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、適任と思われる成年後見人等を家庭裁判所が選び、援助する制度です。

法定後見は家庭裁判所に申立てます。

元気なうちに、将来判断能力が十分でなくなったときに備えて、あらかじめ任意後見人を決めておく制度です。

任意後見契約は公証役場で結びます。

このような人たちが成年後見人等選ばれています

- 親族（親、子、兄弟など）
- 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職
- 社会福祉法人、NPO法人などの法人



法定後見制度

制度の内容

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力がほとんどない	判断能力にかなり 衰えがある	判断能力に 少し衰えがある
申立てができる方	本人・配偶者・四親等内の親族、市町村長など		
申立てについての 本人の同意	不要	不要	必要
成年後見人等が 同意または取り消す ことができる行為 (同意権・取消権)	日常生活に関する行為 を除くすべての法律行為	民法13条1項※ に定める行為	申立ての範囲内で裁判所が 審判で定める特定の法律行為 (民法13条1項所定の行為の 一部) ※本人の同意が必要
成年後見人等に 与えられる代理権	すべての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が 審判で定める特定の法律行為 ※本人の同意が必要	申立ての範囲内で裁判所が 審判で定める特定の法律行為 ※本人の同意が必要

代理権…… 本人に代わり後見人等が、取引や契約など法律行為をする権限

- (例) ・通帳から本人に代わりお金を引き出すことができます。
・本人に代わり、施設入所の契約をすることができます。

取消権…… 本人が後見人等の同意なしに行った法律行為を取り消す権限

- (例) ・本人が一人で必要のない契約をしてしまった時、成年後見人等の同意なしにした契約は、成年後見人等が取り消すことができます。

同意権…… 本人が契約など法律行為をするときにそれを承認する権限

- (保佐・補助のみ) (例) ・本人が契約するときは、保佐人・補助人の承諾が必要です。
・親が亡くなり、相続をする場合は、保佐人・補助人の承諾が必要です。

※民法第13条第1項

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① 元本を領収し、または利用すること | ⑥ 相続の承諾若しくは放棄又は遺産の分割をすること |
| ② 借財又は保証をすること | ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺言により与えられる財産を拒絶し、又は負担のついたこれらを受け取ること |
| ③ 不動産その他重要な財産に関する利用の得喪を目的とすること | ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること |
| ④ 訴訟行為をすること | ⑨ 民法602条に規定する期間を超えて賃貸借をすること |
| ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意をすること | |

法定後見制度

申立て手続の流れ

①申立て

申立てに必要な書類等をそろえ、管轄の家庭裁判所に申立てをします。

・申立て書類の取得

申立てに必要な書類一式をまとめた「成年後見申立てセット」を家庭裁判所で配布しています。
※水戸家庭裁判所のホームページ（後見サイト）でダウンロードすることも可能です。

・診断書（成年後見用）の作成

申立て用の「診断書（成年後見）」を医師に依頼して作成してもらいます。

・申立書作成及び申立てに添付する書類の取得

4ページの必要な書類等を参照しながら、書類を準備してください。

申立人が申立書を作成するのが難しい場合は、申立書の作成を弁護士、司法書士に依頼することができます。



・後見人候補者の選任

申立て時に適切な後見人候補者が不在の場合、家庭裁判所が適任者を選任します。

②調査・鑑定・審理

家庭裁判所の職員が、申立人や後見人候補者、本人から申立てに関する詳しい事情を聴取します。

※本人の判断能力について医師による鑑定が行われる場合もあります。

③審判

家庭裁判所が本人の判断能力を審査し、後見等の開始の審判と成年後見人等の選任をします。

③告知・通知

審判結果が申立人、本人、後見人に告知、通知されます。

※審判は後見人が審判謄本を受領してから2週間後に確定します。 審判に不服がある申立人などは、この2週間の間に不服申立ての手続きをとることができます。

④成年後見登記

後見人に選任されると、法務局（東京法務局）に登記されます。



申立て・審判手続きに必要なもの

▼ 本人について必要な書類

・ 戸籍謄本	本籍地の市町村役所で入手
・ 住民票（戸籍附票でも可）	住民登録地の市町村役所で入手
・ 診断書・鑑定についての照会書	主治医、物忘れ外来のある病院などに依頼
・ 登記されていないことの証明書	【郵便交付】 <東京法務局民事行政部後見登録課> ☎ 03-5213-1234（代表） 03-5213-1360（ダイヤルイン） 【窓口交付】 <水戸地方法務局戸籍課> ☎ 029-227-9916（戸籍課直通）
・ 申立書・申立事情説明書	必要事項を記入
・ 財産目録・収支予定表	財産状況、収入・支出などを記入
・ 親族関係図	本人の父母、配偶者、子、兄弟等を記入
・ 本人の健康状態に関する資料	介護保険者証、療育手帳など

▼ 本人の財産・収入・支出を裏付ける資料

・ 不動産登記簿書謄本
・ 預貯金通帳・生命保険証券
・ 年金額通知書
・ 固定資産税・所得税・住民税納付書
・ 医療費領収書・施設入所領収書



▼ 候補者について必要な書類

・ 後見人等候補者事情説明書	必要事項を記入
・ 後見人等候補者の住民票	住民登録地の市町村役所で入手

▼ 購入するもの

・ 収入印紙	郵便局、法務局等で購入（申立手数料800円、登記手数料2,600円）
・ 郵便切手	郵便局等で購入（4,835円）

※申立て書類の中の住民票、戸籍謄本、診断書などは3か月以内に発行されたものが必要です。

※申立て時にどうしても準備できないものがある場合は、準備できる書類だけで申立てできるか家庭裁判所に相談しましょう。

成年後見人等の仕事

成年後見制度の利用者は、成年後見人等によって次の支援を受けることができます。
支援内容は大きく分けて2つ、「**身上保護**」と「**財産管理**」があります。

① 身上保護

被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行います。身上保護といっても法律行為によるものであり、被後見人に対し後見人等が直接介護や看護などを行うことは含まれていません。

- ・ 家賃の支払いや、契約の更新など
- ・ 介護施設の各種手続きや費用の支払い
- ・ 医療機関に関する各種手続き
- ・ 福祉サービスの利用手続き
- ・ 本人の状況に変化がないか定期的に本人を訪問し生活状況を確認 等



② 財産管理

被後見人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

- ・ 印鑑、預貯金通帳の管理
- ・ 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど）
- ・ 不動産の管理、処分
- ・ 貸地・貸家の管理
- ・ 遺産相続の手続き 等



■ 本人が死亡した場合

- ・ 病院や施設等への支払や清算
- ・ 相続人への財産の引渡し
- ・ 相続人がいない場合は、相続財産管理人選任の手続きと財産の引渡し
- ・ 本人に身寄りがいない場合は、家庭裁判所の許可をもらい、火葬や埋葬の手続き（成年後見のみが対象） など



本人の死亡によって後見業務は終了し、本人の財産は相続財産として管理権限が相続人に移ります。
急迫の事情がある場合を除いて後見人等であった者に死後の事務を行う義務はなく、原則として相続人に委ねられることになります。

【後見人の業務でないこと】

- 医療行為の同意（一緒に病状説明を聞くなどして本人の意思決定を支援する形で関与します。）
- 本人に代わって婚姻・離婚・認知・養子縁組・離縁・遺言を行うこと（身分行為）
- 居住場所を強要すること（居所の指定）
- 直接の介護や看護
- 身元保証・連帯保証 など

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した時に備えてあらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度です。

任意後見受任者が任意後見人として活動を始めるのは、本人の判断能力が十分ではなくなり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからです。

※公正証書は公証人が作成し、公文書として法的効力を有します。

手続の流れ

①契約準備

- ・任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。
- ・任意後見受任者と話し合い、依頼する内容・任意後見人に支払われる報酬を決めます。

②任意後見契約・登記

- ・任意後見受任者と公証センターに行き、公正証書で任意後見契約を結びます。
※外出が困難などの事情があれば、公証人が出張することも可能です。
- ・公正証書の内容は公証人からの依頼（委託）により、東京法務局に登記されます。

本人の判断能力の低下



③任意後見監督人選任の申立て

- ・申立てできる人は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者です。
- ・本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

④任意後見監督人の選任、任意後見開始

- ・法定後見制度と同様に、申立て時の面接や調査などの手続きがおこなわれ、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。
- ・任意後見監督人が選任されると任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

Q&A

Q1 一度締結した任意後見契約は変更できますか？

A1 報酬額を変更することはできますが、任意後見人を別の person にする変更や代理権の範囲を変更することはできません。

Q2 任意後見契約を解除できますか？

A2 ・任意後見監督人が選任されていない場合

⇒ 公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。

・任意後見監督人が選任されている場合

⇒ 正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て解除できます。

Q3 死後の事務も行ってもらえますか？

A3 任意代理・任意後見契約は、本人が死亡するとその時点で終了してしまいます。亡くなったあとの事務を執り行ってもらいたい場合は、死後事務の委任契約を併せて定めておく必要があります。

問合わせ・相談先

成年後見制度について（申立てをすところ）

水戸家庭裁判所下妻支部

☎0296-43-7193

住所：〒304-0067 下妻市乙99

管轄：下妻市、結城市、筑西市、古河市、坂東市、常総市、

桜川市のうち旧真壁町、旧大和村、八千代町、五霞町、境町

申立てや手続きについて

裁判所ウェブサイト

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

水戸家庭裁判所管内の申立書式等について

<https://www.courts.go.jp/mito/saiban/tetuzuki/mositate/index.html>

法制度・相談機関

弁護士・司法書士の無料法律相談及び弁護士・司法書士費用の立替え（※ご利用には要件があります。）

法テラス下妻法律事務所

☎050-3383-5393

住所：〒304-0063 下妻市小野子町1-66 セナミビル1F

公正証書の作成（任意後見契約・委任契約・遺言など）について

下館公証役場

☎0296-24-9460

住所：〒308-0031 筑西市丙360 スピカ6階 下館商工会議所内

成年後見人等候補者の紹介や、その他申立てに関する相談

「法定後見制度」を利用する際の申立ての書類作成は、弁護士・司法書士に依頼できます。

また、「後見人になってほしい」という相談にも対応しています。

茨城県弁護士会下妻支部

☎0296-44-2661

住所：〒304-0067 下妻市長塚74-1（下妻市商工会館）

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

☎029-302-3166（平日9:00～12:00・13:00～17:00）

住所：〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16（茨城司法書士会館内）

一般社団法人茨城県社会福祉士会 茨城県権利擁護・成年後見センター「ばあとなあいばらき」

☎029-244-9030

住所：〒310-0851 水戸市千波町1918

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター「コスモスいばらき」

☎029-244-9001

住所：〒310-0852 水戸市笠原町978-25開発公社ビル

日常的な金銭管理や権利擁護の相談

日常生活自立支援事業

日常生活に支障を感じている高齢者の方や、知的障がい、精神障がいのある方の福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、日常の金銭管理、重要書類のお預かりなどを行います。

境町社会福祉協議会

☎0280-87-2525

住所：〒306-0404 境町長井戸1681-1

介護保険の利用・高齢者虐待の対応・成年後見制度の利用支援などについて

境町地域包括支援センター ファミール境

☎0280-87-7111

住所：〒306-0405 境町塚崎4864

成年後見制度に係る中核機関について

○中核機関について

中核機関とは、権利擁護（成年後見等）の支援を必要とする方が円滑に制度利用できるよう、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関です。
境町では令和4年4月1日より、介護福祉課・社会福祉課内に設置しました。

○中核機関の役割

<広報、啓発>

パンフレットの作成・配布や研修会、講演会の開催を通じて、成年後見制度の内容及び相談窓口等の周知啓発を行います。

<相談>

成年後見制度の利用や権利擁護に関する各種相談に対応するとともに、司法・医療・福祉等の各分野と連携するなど、個々に応じた支援を行います。

<利用促進>

後見人申立に関する相談や助言、後見人等の受任者調整や関係機関との調整を行います。

<後見人等支援>

既に後見人等をされている方からの相談に助言等を行い、後見等活動が円滑にできるよう支援を行います。

